

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会 火力電源入札ワーキンググループ（第6回）- 議事要旨

日時：平成26年7月15日（火曜日）14時00分～15時10分

場所：経済産業省別館3階 312共用会議室

出席者

1. 委員

山内座長、大山委員、木村委員、小山委員、新川委員、細田委員、松村委員、圓尾委員

2. 東京電力株式会社説明者

山崎常務執行役、新宅電力契約部長 他

3. 経済産業省（資源エネルギー庁）

伊藤電力市場整備課長、岸電力基盤整備課長 他

議題

1. 事務局説明

伊藤電力市場整備課長より資料4に基づき説明。第5回火力電源入札WGにおける積み残し案件については座長一任となっていたが、修正後の4社の入札募集要綱案を座長に了承いただいた旨を報告。

2. 東京電力株式会社説明

新宅電力契約部長より資料5に基づき説明。

3. 自由討議（含む質疑応答）

委員からは第5回火力電源入札WGにおける積み残し案件（落札結果の公表）及び東京電力の入札募集要綱案に関して下記のとおり様々な意見等が出された。落札結果の公表に関しては、上限価格非公表の場合で他社応札のケースでは、契約価格の平均額、契約価格と上限価格の乖離率のどちらかを選択できることとし、ガイドラインの改正を行うこととなった。また、今回のWGにおいて東京電力の入札募集要綱案に関してガイドラインに適合しているものとして了承された。なお、次回日程については、審議案件が出次第、開催することとなった。

4. 主な意見等

（1）解約・解除時の補償等について

- 関西電力も東京電力も上限が明確になっているという点では、応札する方は安心である。しかし、常識的に考えてこれを超える額を請求しないだろうから実質は同じだという解釈だとすると、他の会社もそういう解釈であれば請求されることはないだろうから安心だということだが、常識では考えられない請求がされた場合には、事務局は何らかの対応、具体的には適正取引等のWGを開くなどをして適正かどうかを考えるのか。

→ 仮に、入札募集要綱案の解釈について両当事者間において紛争が起きた場合、WGの事務局である電力市場整備課に御相談いただくことになると思うが、それぞれが民法上の「通常生ずべき損害」を主張するにあたって、WGで御議論いただいた過程や、事務局である私の発言を踏まえて御相談いただくことになると思っている。本当にもめた場合には、WGを開くと言うよりも訴訟につながるという可能性もあるが、いずれにせよ本日御議論いただいたことを議事録に残した上で、どうしても御相談させていただかなければいけない場合にはWGの開催を含め御相談させていただきたい。（事務局）

（2）落札結果の公表について

- 東京電力も自社応札のケースがあると思うが、その時にどうするのかというところがこの資料では分からない。
→ 現在、自社応札は想定していない。当面の応札ではこのスタイルでお願いしたい。
そのさらに先は市場を見極めて判断したい。（東京電力）
- 上限価格を推測できなくしようとすると、平均価格と上限価格のかい離率を示した方がよい、国民から見るとどれぐらい安く調達できたのかを見ることが出来る。平均価格は時代によって変わるので、数値を貰うよりはパーセンテージを貰った方が第三者には有益だと思う。
→ 私どもはパーセンテージよりも平均価格というものが見えた方が次回以降では有用かと思うが、これも確かにあるなという意見である。
（東京電力）
- 入札参加者が多くない場合には上限に張り付きやすい。それを避けるために、最初の入札では上限価格を明らかにしなかったが、上限価格に張り付かないようにするためにどこまで公表するのか、全部を公表することが必ずしも良い結果をもたらさないというところもある、何も公表しないのは論外だが、何を重視するかを考えなければならないところだと思う。
- パーセンテージで結果を公表すると、落札者が何かしら情報を有用に利用できるという意味で公平性の観点で言えば落札しなかった人、出来なかった人には意味の無い数字になりかねないと思うのであまり賛成しない。落札価格に関しては平均値で何円というのを出した方が今後、入札を考えようという人にとっては平等に有益な情報になるのではないかと思っている。
- 競争原理に立ち返ると、平均額の絶対値を載せると一回これで落札できたということで、張り付くというわけではないが、前提となってしまうのではないか。長期の計画というのもあるので、かい離率を出してどれぐらいの価格低減に繋がったのかを公表し、必ずしも平均価格を出す必要はないと思う。
- そもそも落札結果を公表するという全体の目的に鑑みて、しかもガイドライン上、問題が無いのであればどちらでも可とするのか、ぎりぎり切り詰めてこういう場合はこうするか結論的なプロセスをささなければいけないのか、みなさんの意見を聞いてみても、どちらも長短あって決めきれないと思う。
→ 決めきれないのであれば、両案とも、ガイドラインに沿ったものだと理解し、大きな問題があった場合、あるいは別の観点がでてきたということであれば、また考えるということが良いのではないか。（山内座長）

(3) 東京電力の前の落札者との関係について

- 東京電力の前の落札者との関係を再度説明して欲しい。
→ 落札者の再応札の結果、当選した場合は、今、既に結んでいる契約を破棄して、当選側の方にいくことを御選択いただける。落選してしまった場合は、今、結んでしまった契約を私どもが今度の当選側より安価な電源をいっぱい掴めたので今度の電源はいりませんと、御辞退いただく権利を持つという枠組みでの形をとらせていただいている。今後も、再入札を積み上げていくと、いったいどこで決めていくのかということになるので、今回は今回で区切りということにさせていただきたい。（東京電力）
- 契約をしないときにペナルティは無いということか。
→ ありません。（東京電力）

5. まとめ

東京電力の入札募集要綱案については、いくつか御意見はいただいたが、ガイドラインに適合しているという、みなさんのおおむねの合意を得られたので、当WGとして了承する。また、第5回のWGで、4社の入札募集要綱案について、新たな論点が抽出された場合、それを遡及的に4社の入札募集要綱案に反映すべきか、それも併せて御議論いただきたいという事だったが、本日の御議論の中で、遡及的に反映すべき新たな論点が特段出てきたわけでは無いと理解している。（山内座長）

関連リンク

[電気料金審査専門小委員会 火力電源入札ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485